

平成29年度社会福祉法人指導監査の結果について

1 指導監査の概要

延岡市長の所轄する社会福祉法人34法人のうち12法人に対し、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき実地で監査を行いました。

(1) 実地監査の実施時期

平成29年8月から平成30年1月まで

(2) 対象法人

- ・社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
- ・社会福祉法人豊寿会
- ・社会福祉法人ふれあい福祉会
- ・社会福祉法人緑ヶ丘福祉会
- ・社会福祉法人すこやか福祉会
- ・社会福祉法人若草福祉会
- ・社会福祉法人わかたけ福祉会
- ・社会福祉法人望洋福祉会
- ・社会福祉法人伊達福祉会
- ・社会福祉法人伊形福祉会
- ・社会福祉法人三ツ葉会
- ・社会福祉法人光紀会

(3) 重点指導事項

- ・組織経営のガバナンスの強化
- ・事業運営の透明性の向上
- ・社会福祉充実計画に定める事業の適正な実施

2 指導監査における文書指摘事項及び口頭指摘事項

法令又は通知等に違反する指摘事項は次のとおりです。指摘事項については速やかに改善を図るよう指導しており、また、文書指摘事項については改善状況等の報告を求めています。全ての社会福祉法人から改善された事実又は今後の改善方針についての報告がなされています。

| 法令又は通知等に違反する指摘事項 | 指摘した法人数 |
|--|---------|
| ① 評議員会の招集手続が適切でない。 | 3 |
| ② 評議員会及び理事会の決議に際して、特別の利害関係を有する者の有無が確認されていない。 | 12 |
| ③ 評議員会議事録又は理事会議事録の記載内容が適切でない。 | 10 |
| ④ 監事の監査報告の内容が適切でない。 | 2 |
| ⑤ 役員の報酬等の額が定款に定められておらず、評議員会の決議も受けていない。 | 4 |
| ⑥ 補正予算が適切に編成されていない。 | 2 |
| ⑦ 理事会の要議決事項が審議されていない。 | 2 |
| ⑧ 登記が法定期限内に行われていない。 | 2 |
| ⑨ その他 | 4 |